

# 告示

## 埼玉県告示第千二百九十八号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

令和二年十一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
五〇ㇼ	11F029162	一	船舶	令和二年四月十五日 )
一〇〇ㇼ	11G098382	二	船舶	令和二年四月十五日
	11G098383			令和二年九月三十日

免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称  
千葉県銚子市唐子町七十三  
大岩石油株式会社

免税証を交付した事務所 埼玉県春日部県税事務所	亡失年月日 令和二年七月十三日
----------------------------	--------------------